

**令和３年度第１回及び第３回ふくし就職フェア開催事業委託業務
公募型プロポーザル審査委員会設置要領**

(趣旨)

第１条 この要綱は、令和３年度第１回及び第３回ふくし就職フェア開催事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(目的)

第２条 審査委員会は、令和３年度第１回及び第３回ふくし就職フェア開催事業委託業務公募型プロポーザルに係る委託業者の選考に必要な審査を行うための機関として設置する。

(組織)

第３条 審査委員会は、高知県地域福祉部地域福祉政策課職員１名、福祉施設・事業所の役職員１名、高知県内の介護福祉士養成学校の教職員１名、高知県社会福祉協議会役職員１名の計４名の審査委員で構成する。

(運営)

第４条 審査委員長は、委員の互選により選任し、会務を総括する。

(審査方法)

第５条 審査委員会は、「令和３年度第１回及び第３回ふくし就職フェア開催事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」に定める審査基準表の各項目につき点数で業者を審査し、審査委員全員の合計点数の最も高い業者を委託先として選考する。なお、同点の場合は、１位配点とした審査委員が多い業者を委託先として選考する。

(報告)

第６条 審査委員長は必要に応じて、検討の結果を関係者に報告するものとする。

(事務局)

第７条 審査委員会の庶務を行うため、事務局を社会福祉法人高知県社会福祉協議会（高知県福祉人材センター）に置く。

(補足)

第８条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、審査委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。